

栄養教育実習に関する一考察

Study for Dietetics Teaching Practicum

宮 丸 慶 子
富 岡 和 久
田 中 弘 美

わが国の高度経済成長によって社会生活環境は著しく大きく変化をした。それに伴い食生活も大きく変遷し、若者や子どもたちの食生活を取り巻く状況も乱れが指摘され、将来にわたって健康で生活していける自己管理能力の育成が課題となってきた。この対策として食に関する指導を実施する中心的な役割を担うことを期待されて栄養教諭制度が創設された。そこで実施される教育免許状取得のための栄養教育実習について、その課題をさぐったところ栄養教諭の設置が任意であることなど、受け入れ体制が整備されることが必要と考えられた。

1. 緒言

長年の懸案であった栄養教諭制度が2005（平成17）年よりスタートし、日本の学校給食の歴史にあたらしい一ページを刻んだ。本学でも栄養教諭（二種免許）を取得のための養成課程を2005（平成17）年度よりスタートさせ、2006（平成18）年度の後期に「栄養教育実習」を実施した。

わが国では「学校給食法」の下に、学校給食を学校教育の一環とみなして実施していることが大きな特徴である。しかしながら、義務教育の現場にありながらその設置は努力規定であること（「学校給食法」第4条）や、学校栄養職員も学校給食実施校のすべてに配置されているわけではないという現状がある。さらに、地方分権の趣旨から地方公共団体が地域の実情に応じて判断すべきという中央教育審議会の答申をふまえ、義務的なものとはされていない。（「学校教育法」第28条第2項）

このことは栄養教諭制度採用の流れが必ずしも学校教育現場で共通理解のもとにあるわけではないことを意味していると考えられる。そこで、「栄養教育実習」が実りあるものとして、成果を出すためにどのような課題があるのか検討するのが、本研究のねらいとするところである。

2. 研究方法

(1) 調査対象

2006年度教育実習受け入れ校の管理者12人、栄養教諭（栄養職員）12人（内訳は栄養教諭1人、栄養職員11人である）および教育実習生の学生17人の計41人を対象に実施した。なお実習受け入れ校はA市10校、H市1校、O市1校の公立12校である。

(2) 調査方法

調査は、自記式の質問紙調査法を用い、管理者、栄養教諭（栄養職員）には留め置き法で実施、回答を郵送で回収した。学生には実習の事後指導の時間を利用、記入と回収を即日実施した。

(3) 調査内容

石川県では2005（平成17）年に現職の学校栄養職員対象の教育実習がおこなわれたが、教育実習として養成課程の学生を受け入れるのははじめてなので、受け入れ態勢状況、実習日数や期間、カリキュラム内容、養成校での指導内容への要望等について、管理者、栄養教諭（栄養職員）、学生それぞれの立場からの回答、意見をもとめた。

なおアンケート集計、解析にはマルチデータソース解析支援ソフト「秀吉D plus Ver.2005」を使用した。

3. 調査の背景

(1) 日本の学校給食の歴史

栄養教諭制度について考えるにあたっては、まず学校給食の歴史をおさえなければならない。表1に大略を示した。

表1 学校給食年表（概略）

年 号	事 項
1889（明治22）年	山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で貧困児童を対象に無料で学校給食を実施。これがわが国の学校給食の起源とされる。
1946（昭和21）年	12月、文部・厚生・農林三省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」が発せられ、第二次世界大戦後の学校給食の方針が定められる。
1947（昭和22）年	1月、全国の児童約300万人に対し学校給食を開始。
1951（昭和26）年	2月、全国市制地にも完全給食が拡大実施される。
1954（昭和29）年	6月、「学校給食法」が制定、公布される。同年中に学校給食施行令、施行規則、実施基準なども定められ、学校給食実施体制が法的に整う。
1958（昭和33）年	10月、「学習指導要領」が改訂され、学校給食が学校行事などの領域に位置づけられる。
1968（昭和43）年	7月、「小学校学習指導要領」の改訂に伴い、小学校の学校給食は「特別活動」の中の「学級活動」に位置づけられる。
1969（昭和44）年	4月、「中学校学習指導要領」の改訂に伴い、中学校の学校給食は「特別活動」の中の「学級活動」に位置づけられる。
1976（昭和51）年	2月、学校給食施行規則の一部改正 4月、学校給食制度上に米飯が正式に導入される。
1984（昭和59）年	4月、「新学校給食指導の手びき」刊行される。
1986（昭和61）年	1月、保健体育審議会から「学校給食の食事内容の改善について」および「学校栄養職員の職務内容について」の答申が出される。
1989（平成元）年	4月、「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」の改訂に伴い、学校給食は特別活動の中の「学級活動」に位置づけられる。
1990（平成2）年	「新規採用学校栄養職員研修」を開始する。

栄養教育実習に関する一考察

1991 (平成 3) 年	「第 5 次学級編成及び教職員定数改善計画」(12 年計画)の完了にともない、学校栄養職員の定数が 4,475 人増となる。
1992 (平成 4) 年	4 月、日本体育・学校保健センター事業として「中堅学校栄養職員研修」を開始する。 7 月、平成元年の「学習指導要領」の改訂をふまえた新しい「学校給食指導の手引」が刊行される。
1993 (平成 5) 年	「第 6 次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画」(6 年計画)が策定され、学校栄養職員については計 1,170 人配置改善が図られる。
1998 (平成 10) 年	6 月、「食に関する指導の充実について」が発表され、学校栄養職員をティーム・ティーチングや特別非常勤講師に活用する取り組みなどの推進が図られる。
2003 (平成 15) 年	2 月、「食に関する指導の充実のための取組体制の整備について」第 2 次報告が提言される。
2004 (平成 15) 年	5 月、栄養教諭制度の創設を柱とする「学校教育法の一部を改正する法律」が公布される。
2005 (平成 17) 年	4 月、栄養教諭制度がスタートする。

平成 16 年版 学校給食要覧、2005 より

貧困児童の救済から始まったとされるわが国の学校給食だが、第二次世界大戦後の食糧難、食糧不足の中で児童・生徒の発育・発達に果たした役割には非常に大きなものがある。

平成 16 年の学校給食の実施率は小学校で 720 万人 (99.4%)、中学校で 367 万人 (82.4%) が学校給食を受けている。

(2) 学校給食の調理方式

公立の学校給食の調理方式として現在単独調理場方式と共同調理場方式がある。その比率は平成 16 年では単独調理場方式が 45.5%、共同調理場方式が 54.5% となっており、平成 15 年と比較すると共同調理場方式が 0.5 ポイントの減、単独調理場方式が 0.5 ポイントの増となっている。

石川県では小学校の単独調理場方式が 142 校 (57.7%)、共同調理場方式が 104 校 (42.3%)、中学校では単独調理場方式が 51 校 (52.6%)、共同調理場方式が 46 校 (47.4%) であった。今回の教育実習受け入れ校の実情は A 市は 10 校のうち 1 校、H 市 1 校、O 市 1 校が単独調理場方式であった。この調理方法の違いは、給食数の規模の大小や配送形式の違いなどもさることながら、栄養教育実習に関していえば学校栄養職員の籍が学校にあるか、共同調理場にあるかということが少なからぬ影響を及ぼすと考えられるのである。

(3) 栄養教諭制度の背景

学校給食が敗戦後の児童・生徒の発育・発達に果たした役割には非常に大きなものがあることはいうまでもないが、その後の高度成長期の経済の発展、社会の変化、子どもたちを取り巻く環境の変化には著しいものがある。社会の夜型化、女性の社会進出、食の外部化、食を含む生活習慣の乱れ、家庭の教育力の低下など列挙にいとまがない。

朝食欠食、偏食、孤食などの食習慣の乱れや、肥満傾向の増大や過度の痩身などから望ましい

食習慣の形成が課題となってきた。子どもたちにとって心身の健康な発達のために、また生活習慣病の予防の観点からも将来にわたって重要な課題である。

また、児童生徒の体力の低下も著しく、食事、適切な運動、十分な休養と睡眠などが不可欠であること、これからの教育が目指すところはなすべきことをなす力を育てることが必要であるところから食に関する指導の中核となるべく栄養教諭制度の流れができてきたものである。

平成16年の中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」答申で、「健康と体力は今後の教育が目指すべき「生きる力」の基礎となるべきものであり、食に関する指導の充実は、子どもの「生きる力」を育(はぐく)んでいく上でも非常に重要な課題であるといえる。」¹⁾としている。さらに「学校における食に関する専門家である学校栄養職員の専門性を、確実に指導面でも活用していけるような制度的担保が必要である。」¹⁾とし、栄養教諭制度創設に至ったのである。

(4) 栄養教諭の職務内容

さて、栄養教諭の職務は同じく「食に関する指導体制の整備について」答申で、「教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行うことが期待される。このため、(1) 食に関する指導と、(2) 学校給食の管理を一体のものとしてその職務とすることが適当である。」¹⁾(下線加筆筆者)としている。図1には従来職務としてきた学校給食の管理のほかに食に関する指導面での役割が示されている。各教科には学習指導要領と学習指導要領解説でその指導内容が明確にしめされており、教科書も指導書も準備されているが、食に関する指導には教科書はなく、またいずれの教科との関連も考えられること、学習成果のように数値で評価しにくい面があるなどの特徴を考慮すると、各学校の教育活動全体計画の策定に際し栄養教諭がどの程度参画できるか、連携できるかが課題となると考えられる。

4. 結果と考察

(1) 栄養教育実習の周知

現職の学校栄養職員の栄養教諭への移行措置として行われた教育実習ではなく養成校の学生の実習引き受けにあたってその内容がどの程度教職員に周知されたか尋ねたところ、管理者では全員に周知させた2校(16.7%)、関連教員に周知させた8校(66.7%)、やや周知不足だったが2校(16.7%)であった。この点について栄養教諭(栄養職員)に尋ねたところ、全員に周知させた2校(16.7%)、関連教員に周知させた4校(33.3%)、やや周知不足だったが6校(50.0%)であった(図2)。また、実習生受け入れのための組織の有無については有りが7校(58.3%)無しが5校(41.7%)であった。

関連してさきに示した図1の栄養教諭に期待される役割の認識を管理者に尋ねたところ、見た事がある7校(58.3%)、初めて見た5校(41.7%)で認識の割合は60%弱であった(図3)。受け入れ組織の有無との関連が考えられる。この結果は各学校に栄養教諭、ならびに栄養職員が配置されていない現状で連携をとるのが難しいことを示唆すると考えられる。また、今回は養成校である本学との教育実習前の打ち合わせ不足もその原因と考えられる。

しかしながら、教員の協力体制について栄養教諭(栄養職員)、学生に尋ねたところ概ね積極的であったとの回答であった。

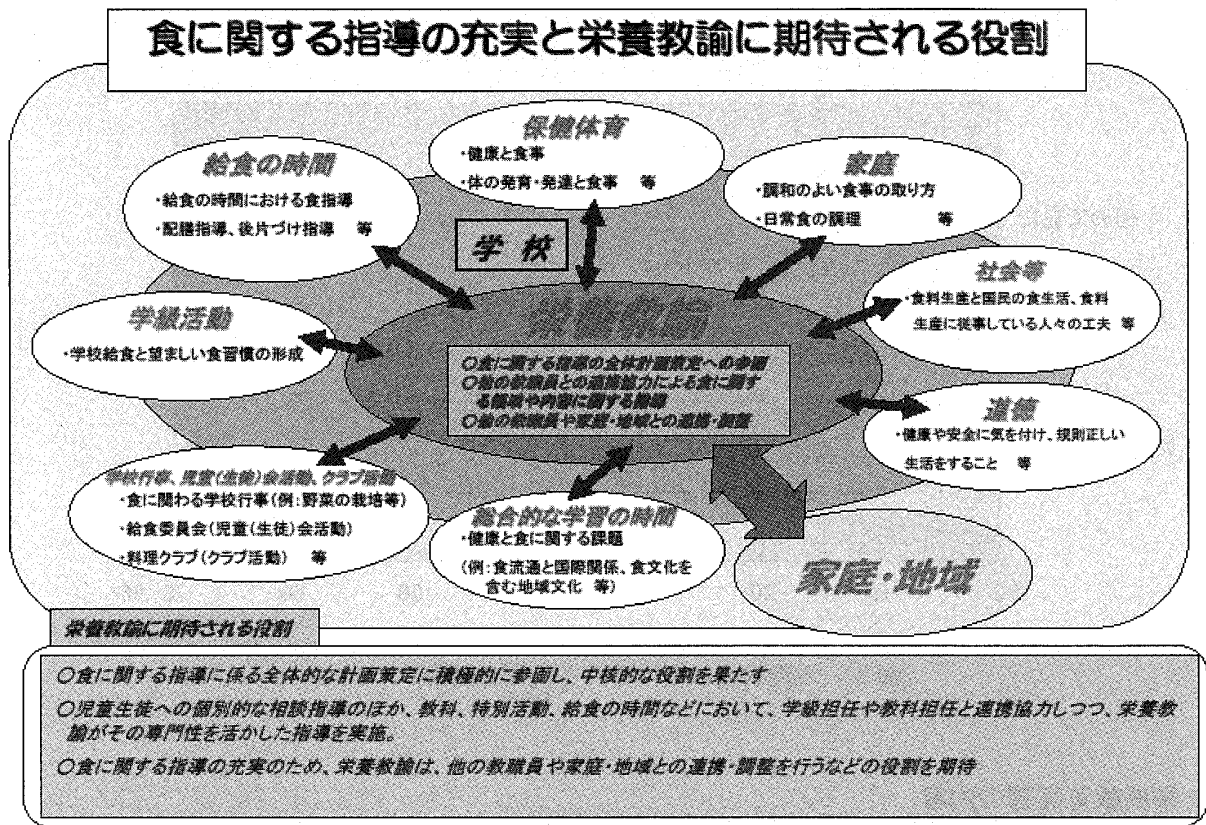


図1 食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割 (文部科学省)

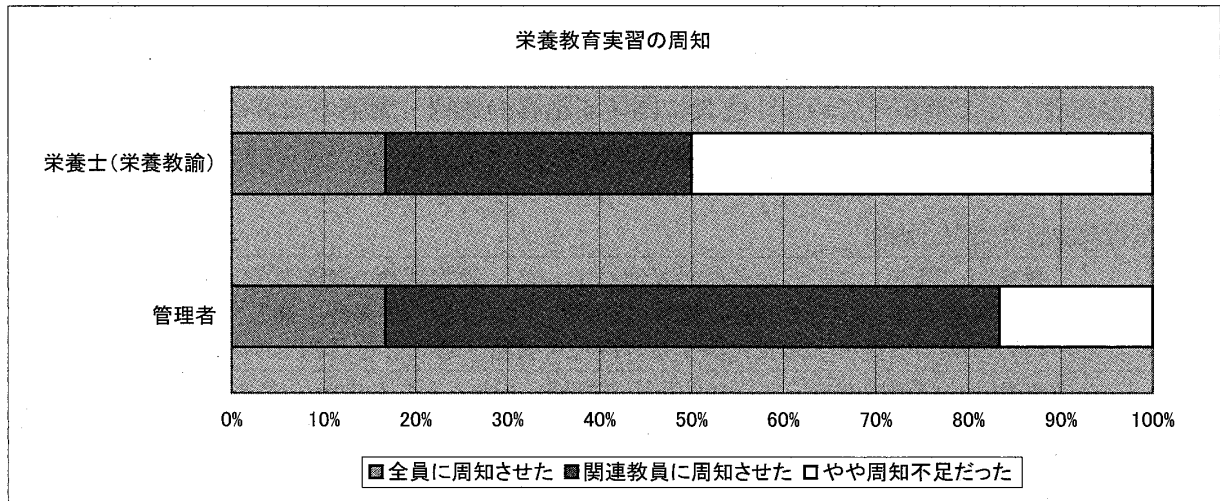


図2 栄養教育実習の周知について

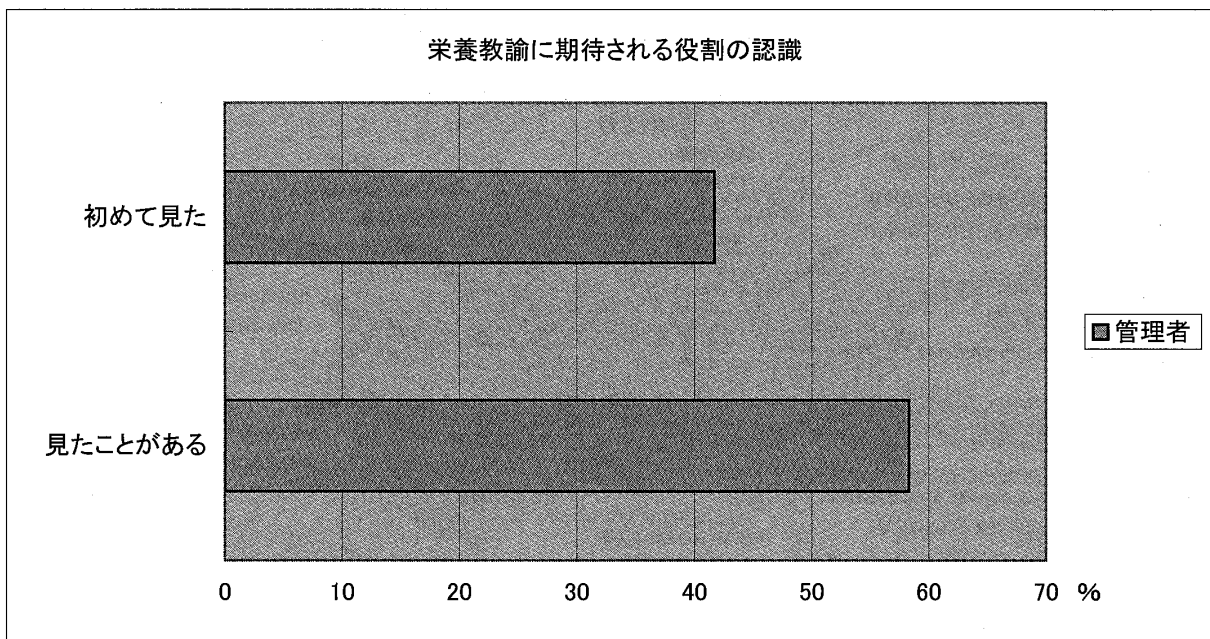


図3 栄養教諭に期待される役割の認識について

(2) 栄養教育実習の内容

文部科学省から示されているところを参考に、本学が実習校へ提示したものが表2である。文部科学省の例示のうち、①の学校経営及び校務分掌についての講義は全校で実施された。②の児童生徒への個別的な相談指導の実施については管理者、栄養教諭(栄養職員)、学生でその理解がわかれた(図4)。またその担当者として養護教諭の職が挙げられている。③児童生徒への教科・特別活動などにおける教育指導の実習もほぼ全校で実施され、担当教諭とともに栄養教諭(栄養職員)が担当者として挙げられている。④食に関する指導の連携・調整の実習についても全校で実施され、その担当者はほぼ栄養教諭(栄養職員)である。

表2 栄養教諭教育実習計画案

実習目的	教育の一環として行われる学校給食において、栄養教諭の職務内容のうち生きた教材である学校給食を活用した「食に関する指導」を中心とした実習を通して、栄養教諭としての教育に関する資質と栄養に関する専門性を習得することを目的とする。
実習内容	<p>栄養教諭の職務内容のうち「食に関する指導」を中心とした内容とする。 「学校給食の管理」に関する職務については、校外実習などにおいて、基本的な知識と技術を習得したものとする。</p> <p>① 学校経営及び校務分掌について ② 授業計画及び学習指導案作成について ③ 教材研究と教材・資料作成 ④ 児童生徒への個別的な相談指導の参観、補助、等 ⑤ 児童生徒への教科・特別活動などにおける教育指導の参観、補助、等 ⑥ 食に関する指導の連携・調整の参観、補助、等 ⑦ 反省会その他</p> <p>そのほか、学校栄養士として必要な業務全般についての説明、指導等</p>

栄養教育実習に関する一考察

実習内容	<p>(文部科学省の例示)</p> <p>① 指導教諭からの説明 ・学校経営・校務分掌の理解・服務、など</p> <p>② 児童生徒への個別的な相談指導の実習 ・指導・相談の場の参観、補助、など</p> <p>③ 児童生徒への教科・特別活動などにおける教育指導の実習 ・学級活動及び給食に時間における指導の参観、補助 ・教科などにおける教科担任などと連携した指導の参観、補助 ・給食放送指導、配膳指導、後片付け指導の参観、補助 ・児童生徒集会、委員会活動、クラブ活動における指導の参観、補助 ・指導計画案、指導案の立案作成、教材研究、など</p> <p>④ 食に関する指導の連携・調整の実習 ・校内における連携・調整(学級担任、研究授業の企画立案、校内研修など)の参観、補助、など ・家庭・地域との連携・調整の参観、補助</p>
------	--

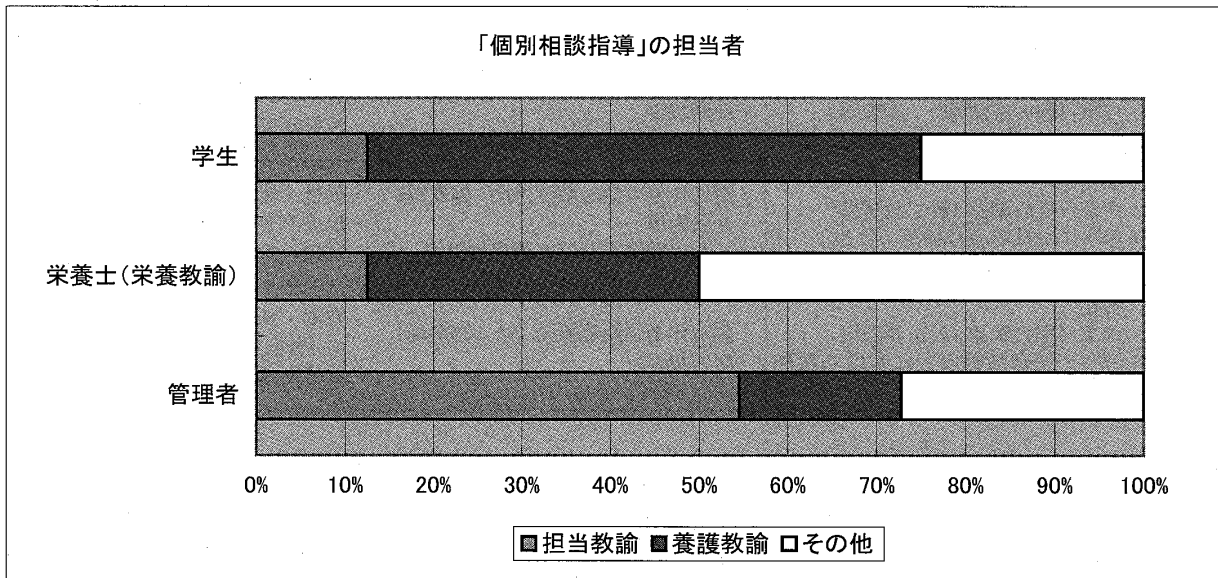


図4 児童生徒への個別的な相談指導の担当者

より具体的な内容を表3に示した。

栄養教諭の職務内容が食に関する指導と、学校給食の管理が一体のものである以上、日々の調理場での作業日程の確認や給食提供前の調理作業の最終確認は不可欠と考えられ、教室から調理場への移動にかなり時間を要することも事実である。しかも、食品衛生の観点から作業衣や作業靴の着脱、消毒の手順等を省くことは決してできない。共同調理場方式で学校現場と離れている施設では、この点のみで考えても栄養教育実習生の受け入れはかなり困難といえよう。学生の自由回答にも「とても気忙しかった。」の意見がよせられていた。

表3 教育実習内容案

曜日	午前	給食時間前後	午後
月	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼 ・作業日程の確認(於:調理場) ・学校長講義 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理作業の最終確認(於:調理場) ・配膳指導、給食放送指導の参観、補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画案作成 ・教材研究と教材・資料作成
火	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼 ・作業日程の確認(於:調理場) ・教科における教育指導の参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理作業の最終確認(於:調理場) ・配膳指導 ・給食の時間における指導の実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の時間における指導の反省 ・教材研究と教材・資料作成
水	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼 ・作業日程の確認(於:調理場) ・アレルギー対応食の調理作業の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理作業の最終確認(於:調理場) ・配膳指導 ・給食の時間における指導の実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科における教育指導の参観 ・教材研究と教材・資料作成
木	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼 ・作業日程の確認(於:調理場) ・教科における教育指導の参観 ・教材・資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理作業の最終確認(於:調理場) ・配膳指導 ・給食の時間における指導の実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材・資料作成 ・模擬演習 ・給食の時間における指導の反省
金	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼 ・作業日程の確認(於:調理場) ・教科・特別活動などにおける教育指導の実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理作業の最終確認(於:調理場) ・配膳指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域との連携・調整について(参観または講義) ・実習反省会

(3) 校外実習施設と栄養教育実習施設の兼合い

栄養教諭の免許取得には栄養士免許の所有が基礎となる。現在、栄養士免許取得のための校外実習は健康増進法施行規則に定めるところの特定給食施設「継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設とする。」²⁾で行うこととなっており、病院、社会福祉、産業給食、学校給食などの施設で校外実習がおこなわれている。

今回、栄養教育実習を行うにあたり、本学では栄養教諭の職務内容が食に関する指導と、学校給食の管理が一体のものであるということを考慮し、栄養教育実習の履修を希望する学生には学校給食施設での校外実習を義務付けた。学校給食管理の実習と食に関する指導の実習は同一施設で実施されるのが本来のあり方と考えたのである。

本学のこの考え方が実行できたのはH市とO市の単独調理方式の学校であった。A市では別の学校で実施した。この点を管理者、栄養教諭(栄養職員)、学生に尋ねたのが、図5である。管理者では別でよい9校(75.0%)、同じ方がよい3校(25.0%)、栄養教諭(栄養職員)は別でよい8校(66.7%)、同じ方がよい1校(8.3%)、どちらでもよい3校(25.0%)であった。学生は別でよい4校(23.5%)、同じ方がよい9校(52.9%)、どちらでもよい4校(23.5%)であった。

栄養教育実習に関する一考察

管理者では別でよい理由は教育実習であるからであり、同じ方がよいは内容が給食と関係があるからであった。栄養教諭（栄養職員）でも同じ方がよい理由は管理者と同様であるが、別でよい理由には校外実習の引き受けとの負担が挙がっている。学生は同じ方がよい理由として先生や、児童の様子もある程度わかっていて教育実習がやりやすいと思うと答えている。

栄養教育実習が学生のためのものであるなら、栄養教諭（栄養職員）の方々の負担がすこしでも軽減されるような体制の整備がぜひとも必要である。

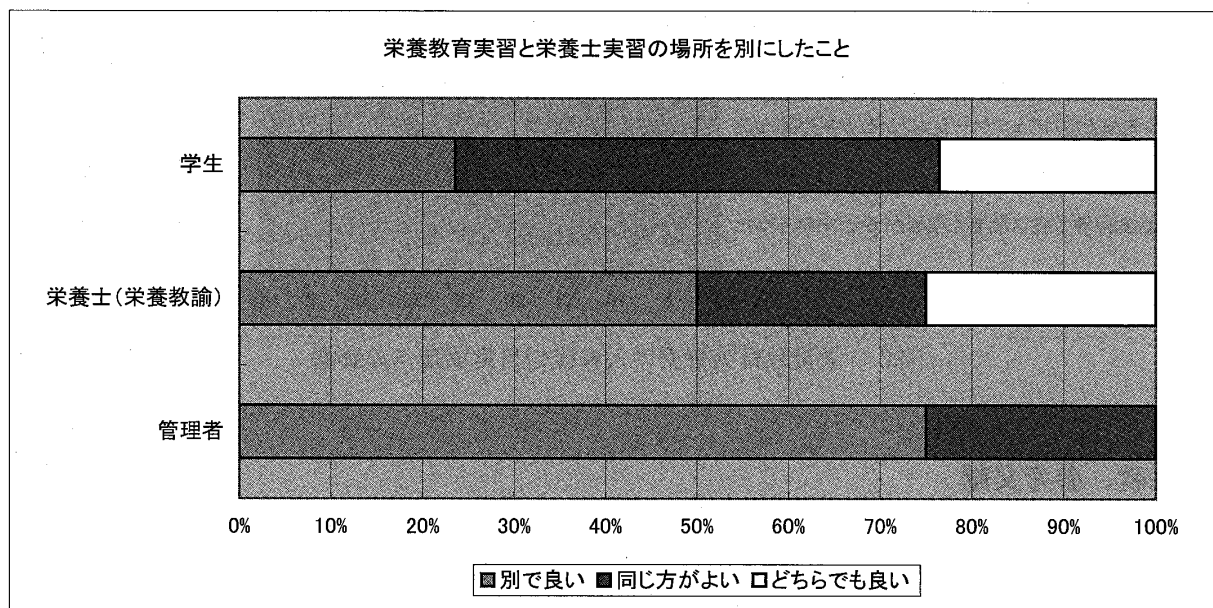


図5 校外実習と教育実習施設の兼合いについて

(4) 養成校における事前指導内容

養成校における事前指導の内容についての要望は、管理者、栄養教諭（栄養職員）、学生どの立場からも教育指導案の作成練習と発表練習を増やすことであった。本学の次年度の課題である。

5. 結論

栄養教育実習受け入れ体制の整備についてうたわれているものの、学校給食が義務ではなくその実施も努力規定であること、また実施している学校にも学校栄養職員がすべてに配置されているわけではないこと、栄養教諭の設置状況も各地方自治体の判断にゆだねられていることなど問題は山積している現状の中での栄養教育実習のスタートであった。

石川県では2006（平成17）年9月に4名の栄養教諭が採用されたが、1名は教育委員会所属で、今回実習を依頼したA市10校、H市1校、O市1校の公立12校では栄養教諭は1名だけであった。栄養教諭採用についても各都道府県でかなりの開きがあり、その採用には地方財政の問題にまで踏み込むこととなるのが現状である。

本来、「食」というものは個人がベースのものと考えられるが、国が食育基本法を制定し食育を打ち出し政策としていく以上、受け入れ体制の整備についても十分な検討が求められる。図6

に示した栄養教育実習終了後の日常業務への影響で、栄養教諭（栄養職員）の方々すべての声が仕事がしやすくなったといわれるような体制づくりが急務と考えられた。

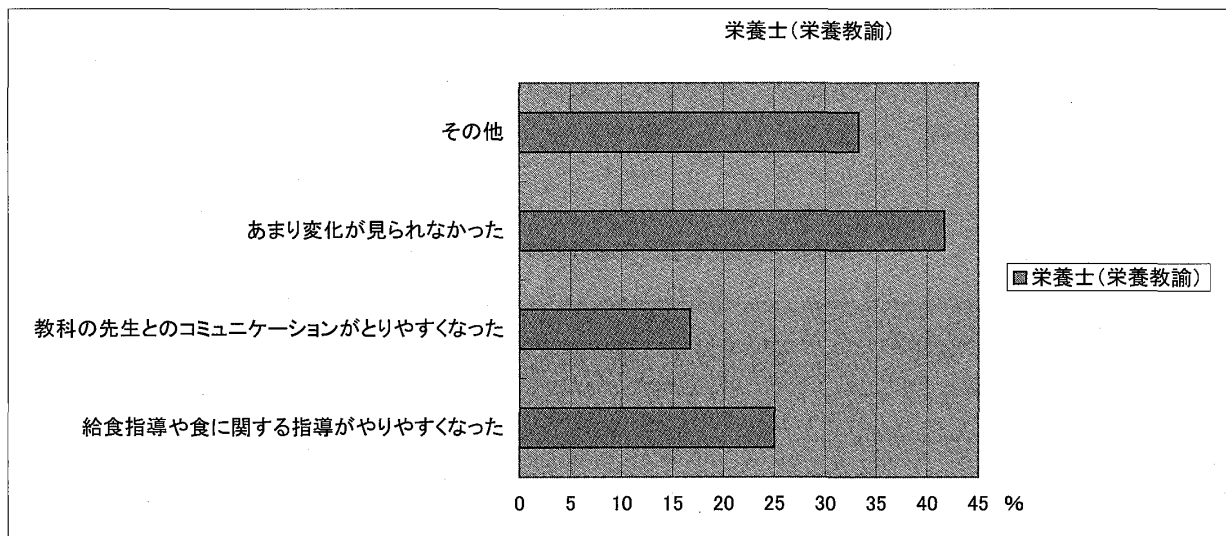


図6 栄養教育実習受け入れ後の日常業務への影響

引用文献、参考文献

- 1) 食に関する指導体制の整備について（答申） 中央教育審議会 2004（平成16）年
- 2) 健康増進法施行規則 厚生労働省令第144号 2005（平成17）年
- 3) 学校給食実施状況調査 文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/024/hyo0024a.htm
- 4) 食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割 文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/04111101/004.pdf
- 5) 金田雅代編著 『栄養教諭論』 建帛社 2005年
- 6) 笠原賀子編著 『栄養教諭のための学校栄養教育論』 医歯薬出版株式会社 2006年